

第6回中井町自治基本条例策定検討委員会 会議録

日 時	平成25年5月30日(木) 14時～
場 所	中井町役場3階3A会議室
出 席 者	野口委員(会長)、植木委員(副会長)、重田委員、和田委員、加藤委員、梅橋委員、松田委員、早野委員、相原委員、吉居委員

<議題>

- (1) 自治基本条例で定める内容の検討2
- (2) その他

※ なお、会議冒頭、新委員の委嘱を行った。

<議事録>

- (1) 自治基本条例で定める内容の検討2

会長

今回は、町長に提言書の提出を行う予定である。したがって、今回で提言書案の内容を詰めてしまいたい。ご協力をお願いします。

事務局

資料の確認・説明

- ・ 条例の名称について議論いただきたい。
- ・ 前文の内容について検討いただきたい。
- ・ 「町民等」の定義について「町民」としたが良いか。
- ・ 「まちづくりの基本理念」について、「基本理念」と「基本原則」に分けたが良いか。また、基本理念の内容に過不足がないか確認いただきたい。
- ・ 前回までの「責務」を、「権利」と「責務」に分けたが、町民の責務について過大な責務となっていないか議論いただきたい。また、議会の責務について、他に付け加える必要はないか、議論いただきたい。
- ・ 情報公開について、個人情報保護に関する規定を加えた。その可否について議論いただきたい。
- ・ 「公益通報」と「危機管理」に関する規定を追加する提案をしたが、それについて議論いただきたい。
- ・ 「審議会等附属機関」の用語をより具体的に明確化した。確認いただきたい。
- ・ 提言書案末尾の委任規定について、それが必要か議論いただきたい。

会長

事務局から説明のあったところを中心に議論していき、その後に、それ以外のところで修正すべき点があれば議論したいと思っている。資料2の新旧対照表に基づいて議論し、修正がある場合は資料1の提言書案へ戻って、私の方で修正するようにしたい。

まず、条例の名称について、これまで「(仮称)中井町自治基本条例」としてきたが、他の自治体では「まちづくり基本条例」といった名称としているところもある。町民にとって、こういった条例名称が分かりやすいか、意見をいただきたい。

委員

すっきりするので「中井町自治基本条例」で良い。変えなくて良い。

委員

他の自治体ではいろいろな名前を付けているが、こういうものはシンプルに「中井町自治基本条例」で良いのではないか。

会長

参考資料1にいろいろな名称が載っているが・・・

委員

「まちづくり基本条例」は、「開発」とか「ハード」などの意味で使っていることが多い。そのため、私も「中井町自治基本条例」で良いと思う。

会長

「中井町自治基本条例」が皆さんの共通認識と言えるため、「中井町自治基本条例」を条例名称として提言することとする。

会長

次に、前文について。資料1の提言書案8～9ページにある前文は、委員にいろいろと調べて作成していただいた。まず、委員から趣旨を含めてご説明いただきたい。

委員

前文は、大切な法律には必要だと私は解している。日本国憲法では、前文で主権在民をはっきりと明言していることに意味がある。したがって、これは町の憲法と位置付けられるものであるから、町民に主権があることを含めて前文が必要であると思っている。

前文の構成には五つの要素があれば必要かつ十分であると思う。①主権が町民にあること、②町の歴史・文化・環境・自治に対する取り組み方や考え方、③将来を見据えて現在の姿をどのように発展させればよいのか、④その実現に対する町民の取り組み、⑤それらを含めて自治基本条例が必要であるということ、を前文で明言すべきと考える。

表現方法については、前文は「ですます調」、本則は「である調」が良いのではないかと考えている。前文の「私たち」という言葉は概括的に使っている。本則では厳密に使う必要がある。

事務局が修正した案と私の趣旨が少し違うのは、資料1の9ページ中ほどにある「勇壮華麗な4台の山車」の後は読点（「、」）になっているが、私は句点（「。」）にしたかった。「春秋の五所八幡宮」、「竹細工などの農村工芸」の後も、一つひとつ独立させて伝えたかったので、私は句点がふさわしいと考えている。

次に、「軌道敷のない本町にも」となっているが、軌道敷がないことと高度成長の波とが結びつくか、ちょっと違和感がある。私の原文では「その後、観光資源などの目玉商品もなく、「特徴がないのが特徴」と言われた何の変哲もない小さな町にも高度成長の波は押し寄せ・・・」と書いている。「特徴がないのが特徴」という言葉は、町政施行30周年を記念して作られた中井町誌にも出てくるので、使って使えないことはないと思っている。

あと、「春秋の五所八幡宮」で意味は通じるだろうか、という疑問がある。原文では「平安京の昔、都から伝わったとされる無形文化財の「鷺の舞」などが披露される春秋の例大祭。」となっている。「例大祭」では、どこの例大祭か分からないので、「五所八幡宮」も入れた方が良かったが、それを省いたのは、あまり行政が宗教に介入するのはいかがなものか、と思ったためである。

会長

「春秋の五所八幡宮」と表現すると意味がはっきりしないが、「春秋の例大祭」とすると、春と秋に例大祭があるという意味がはっきりする、ということか。いかがか。

委員

そのとおりである。

委員

鷺の舞と山車は春にしかやらない。秋の例大祭は、役員でこぢんまりとやっているの、「春秋」に絡めて使うと正確ではない。

委員

では、「秋」は省いても良いかもしれない。調べた資料は、中井町誌と教育委員会から発行されている小学生の副読本である。

委員

「軌道敷のない本町」という言い回しは、事実だからこのままで良いと思う。「軌道敷がなくてあまり発展してこなかったけれど、高度成長の波がきた」という意味に捉えた。

また、資料1の8ページ上から2行目、「自然に恵まれた里山の面影が色濃く残る中井町の町民です。」の「中井町の町民です」は、「中井町です」ではおかしいか。

委員

主語が「私たち」であるので、「町民です」としている。

委員

主語の「私たち」が多く、いろいろな言葉に掛かって使われているため、少なくした方が良いのではないか。

会長

「中井町は、箱根連山の・・・色濃く残る町です。」とするわけか。

委員

そのとおり。最初の段落は「中井町は、箱根連山の・・・色濃く残る町です。」として、「私たちが住む中井町は・・・」と続ければ良い。

委員

ここで言う「私たち」と、本則における「町民」の定義との兼ね合いはどうなるのか？

会長

前文は高らかに宣言するところなので、あまり拘らないという趣旨である。

なお、前文が長いことが気になる。条例全体がどのくらいの厚みになるかを見ながら、前文と本則との具体的な規定のバランスを見て、どこまでの長さにするか検討することで良いか。その際に、主権者は私たち町民である、ということを強調するため、そこの部分はあまり削らないようにし、場合によっては、削ったところを逐条解説などに反映させることで事務局と相談したい。

(異論なし)

委員

資料1の9ページの下から8行目の「生活圏を重視」という言葉は、是非とも残してもらいたい。行政は足柄上郡寄りから小田原寄りになっているが、実際に生活している町民は秦野や二宮寄りである。これは町の特徴であるため、削らないでほしい。

会長

それでは次に移りたい。総則のところ、定義の「町民等」を「町民」としたが、どうか。

「等」とするのは行政の常套句的などころがあり、ここは「等」を使わずに「町民」と明確にして、その代わりに団体・企業なども入れて、この条例上は「町民」とする解釈だと思いがよろしいか。

委員

良いと思います。

(その他、異論なし)

会長

次に、基本原則の辺りは入れ替えた（移動させた）ところである。

それに加えて、「責務」のところ、「町民は、自治会等に参加し、・・・」（「町民は」なので、団体等も含めて自治会等に参加してください、ということになる。）の後ろの括弧書き、「この場合において、自治会等やまちづくりに参加できないことを理由に、町民は不利益を受けることがないものとする。」については、他の自治体の中にはこうした規定を設けているところもあるようだが、敢えてそれを入れるかどうか、意見をいただきたい。

委員

今は、全国を見ても比較的権利意識が強くなっていると思う。ここにこの文言を加えた場合、権利を主張して責務を負おうとしない人が多くなるのではないか、という心配がある。したがって、入れない方が良いと思う。

委員

実態として、自治会に入っている人も辞める人が多くなっている。自治会に入っていない人も不利益はないし、入っているメリットは何だと言われると、あまり明確ではない。辞めると言われても、任意団体であるから引き止めることも難しい。自治会に入っていた人が、いろいろな事情で活動に参加できなくなり、人が減っているのも事実なので、やはりその文言を加えてしまうと、加入しない人が増えてしまう可能性があると思う。

会長

事務局で敢えて加えようとする理由は何か？

事務局

自治会への加入について、半強制的ではなく努力義務にはなっているが、そのようなことを条例の中で謳って良いものかどうか、という疑問があった。

会長

検討委員会としてどうするかという面と、法律上どうかという面があると思うがいかがか。

事務局

難しいところである。ただ、いろいろな立場の人がいるということを考えていただきたい、ということはある。今日お集まりの皆さんは委員などをやられていて、公的な活動に積極的なので、

自治会にも加入してもらいたい、というお考えをお持ちだと思うが、何らかの事情があってどうしても参加できない人に対して、そういう人を条例上認めないような言い回しになってしまわないか、懸念がある。あまり強く書きすぎると、条例上どうか、という心配はある。

会長

委員会の提言書として入れるかどうか、という判断もあると思うが。

委員

資料1にある自治会への加入率のグラフを見ると、未加入世帯が20%となっているので、自分が自治会長になったときのことを考えると、努力義務として書くべきかと思う。

委員

学校のことを考えたときに、自治会への加入が、PTA活動や子ども会への参加にも認識が伝わってくると思う。自治会へ入らなくてよい、ということが通常の認識になってしまうと、PTAとか子ども会にも入らなくてよい、という認識につながり、まちづくりの考え方や協働の理念からかけ離れたものになってしまうと思う。そういう考え方というのは、これからの町民の認識を作っていくと思うので、慎重にやる必要があると思う。

学校の現場では、ひとり親家庭が増えつつある。一人で子育てをしている保護者には、物理的に時間がない。いろいろな人のことを考える、ということは当然だと思うが、余裕があるにもかかわらず理屈を付けて抜け道をつくる人もいて、納得いかないところもある。基本的な考え方を示すのは非常に大事だと思う。

委員

確かに、時間的なゆとりがあるにもかかわらず、このような文言が入っていることを理由に、自治会への加入を避けようとする人はいると思う。PTAや子ども会に加入しない人に対して強制的に入れようとする、任意加入であることが分かり、そのことを持ち出されたらそれ以上強くは言えない。この文言を入れなければいけないとしたら、多少あいまいな文言であればと思う。

会長

委員会の提言書として、ここは大切なところである。委員の皆さんは、自治会に入ってもらいたいという思いが強いので、提言書にはこの文言は入れないこととする。ただし、条文化するときに、町の判断で、最終的にこうした文言が入る可能性もあるかもしれない、ということでどうか。

委員

提言をいただければ、その内容で条例を出す。この条例は理念条例であって、罰則があるわけではないので、法令上いろいろな解釈はあると思うが、この文言は書かなくて良いと思う。

委員

なかには、自治会に入らなければならない、という条例を作っている自治体もある。皆さんのおっしゃっている内容であればよろしいと思う。

委員

本当は、そこまで書きたいという気持ちはある。

会長

次に、議会の責務について。どの程度書けば良いか？

委員

議会で議会基本条例をつくっているのです、あっても良いと思う。中味については事務局で決めてもらえば良いと思う。

委員

「議事機関」とあるが、「議決機関」ではないか。調べてもらいたい。

(その他、異論なし)

会長

次に、情報公開と個人情報保護は表裏の関係ということもあって、議会と町は個人の権利侵害がないように注意しなさい、という文言を新たに加えることについてはよろしいか。

一同

よろしい。

会長

次に、新しく公益通報と危機管理が加わっている。公益通報についてはすでに町に要綱があり、その要綱の根拠となる条文を入れておこうという意図だと思うが、いかがか。基本的には町の職員が対象ということである。

委員

「しなければならない」と強制的になっている表現だが良いのか。

委員

町の職員なので、「しなければならない」が良い。公益通報だからそのくらい縛った方が良い。

事務局

公益通報というのは「する」という義務が、まずある。通報した場合に、通報した職員に不利益がないようにする、というのが制度の趣旨である。

委員

二つ目のマル（「町は、前項の公益通報を行った町の職員に対して、公益通報を行ったことに対して不利益な取扱いをしてはならない」）は、「町長は」が主語ではないか。「町は」ではないのではないか。

会長

これは事務局で精査いただきたい。主語については、「町長は」とするか、「町は」とするか、全体的に調整する必要があると思う。

次に、危機管理の部分である。自治体には危機管理室を作っているところもあり、体制づくりも含めて必要な措置ということかと思う。

委員

自治基本条例には、すでに法律で定められている地域防災計画などを載せる必要はないのではないかと思う。基本的に、この条例には、町民と協働で町を育てていくということを盛り込むべきだと思うので、趣旨が違うように思う。法律とか条例にないことを、今回、条例化していくということなので、危機管理は載せる必要はないと思う。

会長

すでに災害対策基本法があって、それに基づいて危機管理として地域防災計画を作らなければならないとなっており、町では当然作ってある。法律に基づく体系があって、それに基づくものを入れると、あらゆるものを載せなければならないので不要、という趣旨かと思う。いまの意見を踏まえ、削除することで良いか。

（異論なし）

会長

次に、「行政運営への町民参加」の②審議会について、「審議会等附属機関」を具体的に「審査会、審議会、調査会その他の附属機関及びこれに類するもの」とすることについて。例えば、この委員会は附属機関ではないので、そのようなことを具体的にしたということであるが、この内容で良いか。

（異論なし）

会長

次に、(9)の住民投票については、この内容で良いか。

(異論なし)

会長

最後の「委任」について、敢えてこの内容を入れる必要があるか。他の自治体では、委任規定を入れていないところが大半である。いくつかの自治体においては、委任規定があるところもあるようだが、この条例では規則までは作らなくても良い、としてよろしいか。

委員

理念条例で、町長が、決められた事項を変えてしまっては意味がないのではないか。

事務局

今回設けるこの条例の中で、その運用をどのような形でやるのか、また、規則とか要綱をつくる必要が内容によっては出てくる可能性もあり、どちらとはいえ面がある。ただ、大局から見ると、理念条例なので町長が変えることはどうか、ということは言えると思う。

委員

変えるようにするのであれば、どこかの審議会で検討する必要があるが出てくる。町長単独では決められないと思う。

会長

いまの意見を踏まえ、「委任」については、提言書からは削除することとする。ただし、条例案を作成する段になって、運用を考えると必要になるということがあるかもしれない。その場合は、町の判断とすることでどうか。

(異論なし)

会長

最後に、全体を見て、過不足・解釈を含めて遠慮なく発言してほしい。

委員

町長の責務について、どうしても町長には、町の代表としていろいろな意味でリーダーシップを発揮してもらいたい、という思いがある。町長は、事務をやれば良いという捉え方は、自分にはあまりない。適当な言葉が思い浮かばないが、今回の提言書案にある「事務」という言葉はそぐわないと思う。

委員

町長は事務職ではない。政治家である。

委員

「執務」としてはどうか。

会長

敢えて言えば、「町政を遂行しなければならない」という感じか。

委員

どこかに「町の発展のために」と言葉を入れてはどうか？

委員

「条例の見直し」について、せっかく町民と一緒につくった条例が、町長の任期ごとの4年で見直すこととしてしまって良いのかが気になる。

委員

「検証」して、その次に「見直し」となるのだから、良いのではないか。検証して、大丈夫だということになれば、見直すことにはならないのだから。世の中が大きく変わったときに対応できるようにするために、そのまま良いと思う。

委員

この条例が町の憲法であるなら、4年ごとにコロコロと変わってしまうというのは、おかしいと思う。しかし、作ったらそれで終わりということでもまずい。作ったら終わり、ということがないように、まずは検証する。そのために、見直しの規定を置いておくのも良いのではないかと思う。

会長

棚ざらしにしないために、4年ごとに検証するという趣旨をきちんと解説に書いておくことは重要なことかと思う。

前に戻って、町長の責務は、先ほどの話で良いか。「町の発展に資するため」と「町政運営に努める」を加えるということか。

委員

「公正かつ誠実に」だけでなく、「町の発展に資するため、町政運営を行わなければならない」といった積極的な文章にする。

会長

自治会についてはどうか？町民に理解してもらえる内容になっているか？

委員

皆さんどこまで読んでくれるかということはあるが、目を通した人は理解してもらえらると思う。

会長

今までの議論の結論を確認したい。

- ・ 条例の名称は「中井町自治基本条例」とする。
- ・ 前文は、提言書では今回の議論に沿って修正し、条例案では全体のバランスを見て長さを調整する。
- ・ 町民の定義については、修正案で了承。
- ・ 町民の責務については、提言書では、自治会などに参加しないことを理由に不利益を受けない規定は盛り込まないが、条例案において盛り込むかどうかは、町で判断する。
- ・ 議会について、「議事機関」となっているところ、「議決機関」か確認する。
- ・ 個人情報保護の規定は追加することです承。
- ・ 公益通報の二つ目のマルの主語は、「町長は」とする。
- ・ 危機管理については、本条例の趣旨にそぐわないため削除する。
- ・ 審議会については、修正案のままで良い。
- ・ 住民投票の「町民」の表記については、修正案のままで良い。
- ・ 委任規定について、提言書からは削除する。ただし、条例案において、盛り込むかどうかは町の判断とする。
- ・ 町長の責務については、「町の発展に資するため、町政運営を行わなければならない」といった積極的な文章に変える。

(2) その他

会長

提言書案については、1～7ページに何故この条例が必要であるか、町民にとっての条例の必要性を書き加えている。これは、第1回の会議資料を可能な限り載せたものである。8ページ以降は、今回の議論に基づいて修正する。最終ページの名簿については、今回、委員の変更があったことから、それを反映させている。大きな修正があれば、委員の皆さんにも確認していただく。

事務局

今回いただいた意見を提言書に反映させて、次回は7月中旬～下旬に委員会を開催し、その中で提言書を町長に提出する予定である。また、条例案について、8月～9月頃にパブリックコメントを行う予定である。

委員

パブリックコメントはどのような形で行うのか。極力町民に行き渡るようにしてもらいたい。

事務局

提言書を受けて町で条例案を作成し、町民の方から意見を募る。条例案は、町役場や公民館、またインターネットでも閲覧できるようにする。パブリックコメントの実施に当たっては、広報でも広く周知する予定である。

委員

周知はしっかりお願いしたい。

会長

他になれば、これで終了としたい。長時間の議論、お疲れ様でした。